

生徒総会 次第

司会：〇〇〇〇

1. 開会の言葉（〇〇〇〇）
2. 生徒会長あいさつ（〇〇〇〇）
3. 議長選出
4. 議事

- 第1号議案 生徒会本部の活動計画（生徒会本部）
- 第2号議案 各委員会の前期活動計画（各委員会委員長）
- 第3号議案 生徒会本部からのお願い（生徒会本部）
- 第4号議案 その他

5. 議長解任
6. 校長先生から
7. 閉会の言葉（〇〇〇〇）

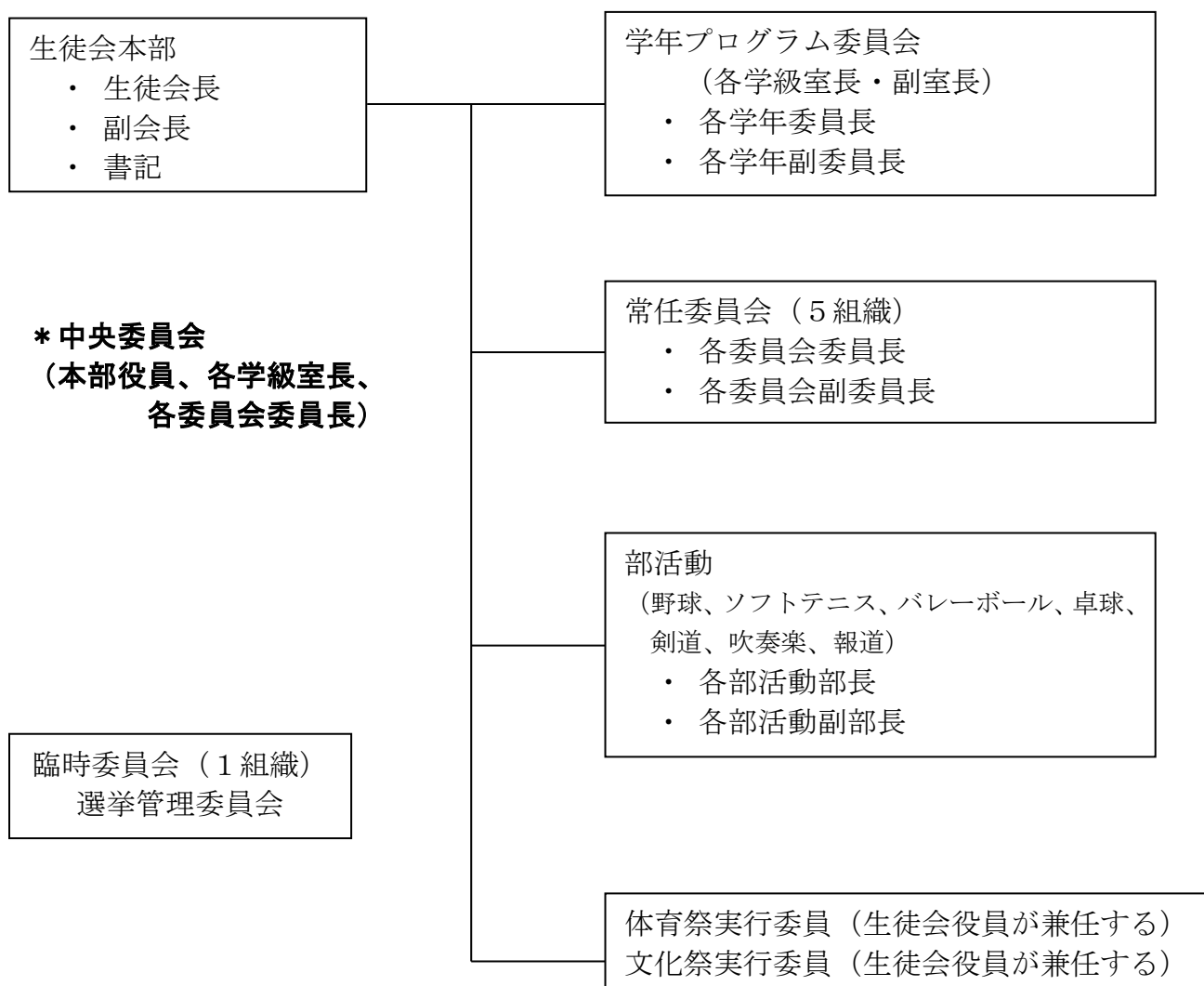
【 資料の目次 】

1. 生徒会本部の活動計画	P 1	～	P 2
2. 各委員会の前期活動計画	P 3	～	P 11
3. 生徒会本部からのお願い	P 12	～	P 14
<資料>			
・ 生徒会会則	P 14	～	P 15

1. 活動方針

- (1) 生徒会担当行事の企画・運営を、各委員会や学年プログラム委員会と連携をとりながら成功を目指す。
- (2) 生徒総会や生徒朝会では、生徒全員が意欲的に参加できるような計画を立て、自主的活動による校内生活の向上を目指す。
- (3) 体育祭、文化祭では、前年度の反省点や問題点を十分に検討し、生徒全員が活発に活動できるような企画・運営をする。
- (4) 生徒会通信を通して、生徒会本部や各委員会の活動状況などを伝える。
- (5) 「万里一空～失敗しても諦めず、挑戦するコナ中生～」の生徒会スローガンのもと、生徒会全会員が協力して生徒会活動を活発にする。

2. 生徒会組織



生徒会本部役員

役員	氏名	仕事
会長	〇〇〇〇	生徒総会 中央委員会 生徒会通信発行 生徒朝会企画・運営 あいさつ運動 各行事の企画 JUMPチーム など
副会長	〇〇〇〇 〇〇〇〇	
書記	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	

3. 年間活動目標

役員同士の連携をとり、見通しをもって活動する生徒会

4. 活動の重点事項

チーム内で円滑にコミュニケーションを取り、状況を把握してフォローし合う。

5. 年間活動計画

1学期	2学期	3学期
4月・前期学級組織 ・全校ガイダンス ・部活動紹介 ・前期委員会組織 ・前期学級役員、委員長 任命式 ・部結成 5月・第1回生徒総会 6月・市中体夏季大会壮行会 報告会 7月・県中体・吹奏楽コンク ール壮行会 ・体育祭軍結団式	8月・生徒会役員交歓会 ・体育祭準備 ・体育祭 9月・市中体秋季大会壮行会 報告会 10月・生徒会役員選挙 ・後期学級組織 ・後期委員会組織 ・合唱発表会 ・文化祭準備及び文化祭 ・後期学級役員、委員長、 生徒会役員任命式 11月・第2回生徒総会 12月・アンサンブルコンテス ト壮行会	1月・生徒会企画活動 2月・生徒会企画活動 3月・生徒会誌「ななかまど」 発行 ・次年度生徒会テーマ選 考
【通年】 定例の委員会活動、生徒朝会、あいさつ運動、 JUMPチームの活動、月間強化目標、中央委員会、生徒会企画活動		

6. 要望・その他

・あいさつ運動への参加、協力をよろしくお願いします。

☆生徒会 月間強化目標（案）☆

- 4月 ◎時間を守ろう（登校時間、授業開始時間など）
◎元気なあいさつをしよう
＜施策＞① 授業前の呼びかけ（1分前着席の徹底と迅速な行動）
② 朝のあいさつ運動
- 5月 ◎授業や家庭学習に真剣に取り組む、定期考査でベストを尽くそう
＜施策＞① 中央委員会での呼びかけ
- 6月 ◎熱心に部活動に取り組もう
◎授業や家庭学習に真剣に取り組む、定期考査でベストを尽くそう
＜施策＞① 学活終了後の放送での呼びかけ（放送をかけ、速やかに移動させる）
- 7月 ◎新しい目標に向かって取り組もう
◎新学期の準備をしよう
＜施策＞① 朝会での呼びかけ（夏休みの過ごし方の注意など）
- 8・9月 ◎体育祭を成功させよう
◎部活動に熱心に取り組もう
◎授業や家庭学習に真剣に取り組む、定期考査でベストを尽くそう
＜施策＞① 朝会での呼びかけ（日程・活動内容等の確認）
② 昼の放送での呼びかけ（各団長からの決意）
③ 服装・頭髪・教室環境等の見直し（全体練習などで確認）
- 10月 ◎心に残る合唱発表会・文化祭にしよう
◎身だしなみを整えよう
＜施策＞① 朝会での呼びかけ（日程・活動内容等の確認）
② 身だしなみチェック（生徒朝会などで実施）
- 11月 ◎授業や家庭学習に真剣に取り組む、定期考査でベストを尽くそう
＜施策＞① 中央委員会での呼びかけ
- 12月 ◎進んで学校をきれいにしよう
◎新学期の準備をしよう
＜施策＞① 昼の放送での呼びかけ（清掃状況の報告）
- 1・2月 ◎授業に集中し、復習に力を入れよう
＜施策＞① 中央委員会での呼びかけ
- 3月 ◎感動的な卒業式にしよう
＜施策＞① 昼の放送での呼びかけ（メッセージの放送など）
② 卒業式に向けた環境づくり

《生徒会本部からのお願い》

○全校あいさつ運動について

- 《目的》 ①自分から進んであいさつをするという態度を育てる。
②生徒主体のあいさつ運動を通して、生徒相互の親睦や友情を深める。
③学校、学年のリーダーを育てる。

【確認事項】

- ① **清掃、落ち葉掃き、雪かきなどの奉仕活動を玄関付近で行いながら**、各自で挨拶を行う。各委員会担当、各部活動顧問の責任と監督のもと行う。
- ② **活動時間は7:40～7:50**。朝自習に間に合うように教室に戻る。
- ③ **荷物を教室に置いてから活動に参加する。**
- ④ 定期考査・コンテスト当日の朝は活動せず、テスト勉強をする。
- ⑤ **生徒会役員は、7:50に希望の鐘を5回鳴らす。**
※他の委員会や部活動が担当の期間も、希望の鐘は生徒会役員が鳴らす。

【1学期】

4月10日(月) ~ 4月14日(金)	生徒会役員
4月17日(月) ~ 4月21日(金)	生徒会役員
4月24日(月) ~ 4月28日(金)	生徒会役員
5月1日(月) ~ 5月2日(火)	生徒会役員
5月8日(月) ~ 5月12日(金)	生徒会役員
5月15日(月) ~ 5月19日(金)	部活動①(抽選)
5月22日(月) ~ 5月26日(金) 5月26日(金) は 一次考査の為なし	部活動②(抽選)
5月29日(月) ~ 6月2日(金)	部活動③(抽選)
6月5日(月) ~ 6月9日(金)	部活動④(抽選)
6月12日(月) ~ 6月16日(金)	部活動⑤(抽選)
6月22日(木) ~ 6月23日(金)	部活動⑥(抽選)
6月26日(月) ~ 6月30日(金) 6月30日(金) は 二次考査の為なし	生活向上委員
7月3日(月) ~ 7月7日(金)	3学年プログラム委員
7月10日(月) ~ 7月14日(金) 7月14日(金) は 漢字コンテストの 為なし	2学年プログラム委員
7月18日(火) ~ 7月21日(金)	1学年プログラム委員

【2学期】

8月24日(木)	～	8月25日(金)	生徒会役員
8月30日(水)	～	9月1日(金)	生活向上委員
9月4日(月)	～	9月8日(金)	吹奏楽部
9月11日(月)	～	9月15日(金)	報道部
9月25日(月)	～	9月28日(木)	生徒会役員
9月28日(木)	は	三次考査の為なし	
10月2日(月)	～	10月6日(金)	1学年プログラム委員会
10月10日(火)	～	10月13日(金)	2学年プログラム委員会
10月16日(月)	～	10月20日(金)	3学年プログラム委員会
10月25日(水)	～	10月27日(金)	吹奏楽部
10月30日(月)	～	11月2日(木)	報道部
11月6日(月)	～	11月10日(金)	部活動①(抽選)
11月13日(月)	～	11月17日(金)	部活動②(抽選)
11月20日(月)	～	11月24日(金)	部活動③(抽選)
11月24日(金)	は	四次考査の為なし	
11月27日(月)	～	12月1日(金)	部活動④(抽選)
12月3日(日)	～	12月8日(金)	部活動⑤(抽選)
12月8日(金)	は	計算コンテストの 為なし	
12月11日(月)	～	12月15日(金)	部活動⑥(抽選)
12月18日(月)	～	12月22日(金)	生活向上委員

文化祭以降は1・2年生のみでの活動

【3学期】

1月15日(月)	～	1月19日(金)	生徒会役員
1月22日(月)	～	1月26日(金)	生活向上委員会
1月29日(月)	～	2月2日(木)	1学年プログラム委員会
2月5日(月)	～	2月9日(金)	2学年プログラム委員会
2月9日(金)	は	スペコンの為なし	
2月13日(火)	～	2月16日(金)	生徒会役員
2月19日(月)	～	2月22日(木)	生活向上委員会
2月22日(木)	は	五次考査の為なし	
2月26日(月)	～	3月1日(金)	1学年プログラム委員会
3月4日(月)	～	3月7日(木)	2学年プログラム委員会
3月11日(月)	～	3月15日(金)	生活向上委員会
3月18日(月)	～	3月26日(金)	生徒会役員

※部活動①～⑥の抽選は、中央委員会で行う。

○昼休みのボールの貸し出しについて

昼休み、校庭でボールを使う人にはボールを貸し出しています。ボール貸し出しの決まりを確認します。

- ・校庭がぬかるんでいるときは、ボールは貸し出しません。
- ・ボールは、借りた人が責任をもって返してください。
- ・靴についた土は外で落としてから、玄関に入るようにしてください。
- ・ボールは、休み時間終了後、きちんと返却してください。

○委員会活動目標掲示

月1回の委員会活動の日に合わせて、委員会から全校に呼びかける掲示物を1枚作成し、それを職員室前廊下に掲示します。掲示物には、各委員会が小中野中生活向上のために役立ち、呼びかけたいことを記入してほしいと思います。掲示物に書かれた呼びかけを全校生徒で実行し、よりよい小中野中学校にしていきたいと思います。

○いじめ撲滅といじめ相談BOXの設置について

いじめが原因で小、中、高校生が学校に登校できなかつたり、命を落としてしまつたりする事例が、全国的に後を絶ちません。言葉によるいじめ、暴力、仲間はずれ、無視、メールの書き込みなどたくさんの種類のいじめが原因のようです。いじめる側はそういう感覚がなくても、いじめられる側からするとものすごい苦痛を感じるものです。

小中野中学校では、平成27年度に、いじめ撲滅に向けた取り組みとして、いじめやSNSについて全校生徒で話し合い活動を行いました。それが、次のページにある「小中野中学校 思いやり宣言」です（令和元年度改定）。

また、いじめ相談BOXを1階保健室前に設置しています。このBOXにはいじめについての悩みや相談、「いじめられているのを見た、聞いた」などさまざまな相談ごとについて、勇気をもって投函してほしいと思います。なお、いじめ相談BOXの中身は絶対に生徒の目に触れることはありません。BOXを開けることができるのは先生方だけなので安心して利用してください。

○いじめ根絶「いじめ0（ゼロ）宣言」について

市内の生徒会役員が一堂に会する生徒会役員交歓会において、いじめを根絶するための話し合いをもちました。そして、八戸市中学校いじめ根絶「いじめ0宣言」を決めました。小中野中からいじめがなくなるように、八戸市からいじめがなくなるように、皆さんの協力をお願いします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一、自分の心を見失い、将来に汚点を残すいじめは絶対しません！一、人を苦しませるいじめは絶対しません！一、心に一生消えない傷を残すいじめは絶対しません！一、家族を悲しませるようないじめは絶対しません！一、青春を壊すようないじめは絶対しません！ |
|--|

○小中野中学校「思いやり提言」について

インターネットトラブルが多発している現在、八戸市中学校生徒会では、トラブルからお互いの身を守るために、『思いやり提言』を発表しました。

【八戸市中学校共通提言『思いやり提言』】

私たち八戸市の中学生は、

- ・相手の気持ちを考えて、普段から心を傷つけない言葉を使います。
- ・相手のためにも自分のためにも断る勇気を持ち、約束した時間（22時）を守ります。

これを受け本校では、平成27年度に全校で数回話し合いを重ねました。そして出来上がったのが、小中野中学校版「思いやり提言」です。

- ・悪口・陰口をやめ、言いたいことは相手に言う。
- ・21時になったら保護者に預ける。

しかし、平成27年度に定められたこの提言に対し、生徒からいくつかの疑問や意見が出てきたため、平成30年度の生徒総会で改訂について話し合いを行いました。さらに、令和元年度の前期中央委員会で話し合いを重ね、令和元年度 小中野中学校版『思いやり提言』を定めました。

- 悪口、陰口をやめ、言葉を取捨選択し、相手に伝える。
- 使用時間を22時までにし、自分でやめられる心を身に付ける。

改訂のポイントは、次の通りです。「言いたいことは相手に言う」ということは大切なことですが、相手を傷つけてしまう可能性もあるので、「言葉を取捨選択して伝える」ことが大切であると考えました。また、できるだけ早く保護者に預けるに越したことはありませんが、宿題や夕食、入浴を済ませるとすでに21時近くになってしまい、使用する時間を確保できないということから、少し余裕をもって 22時という時間に変更しました。また、中学生という立場を踏まえ、自分で自分を正しくコントロールできるようになるべきだという考えから、親に頼るのではなく、自分でやめられる心を身に付けるとしました。この提言は、インターネットにつながる全ての機器が対象となります。自分の身を自分で守るためにも、しっかりと提言を守って生活しましょう。

○万引きしま宣言について

長期休業前には必ず呼びかけている「万引きしま宣言」。万引きは犯罪です。今年度も万引きしま宣言を忘れずに生活し、小中野中全員が一丸となって万引きを撲滅しましょう。

- 一、 自分の将来に汚点を残す「万引き」は、絶対しません！
- 一、 家族を悲しませる「万引き」は、絶対しません！
- 一、 友人を失う「万引き」は、絶対しません！
- 一、 被害者に損害を与える「万引き」は、絶対しません！
- 一、 学校の名譽を傷つける「万引き」は、絶対しません！

JUMP チーム紹介

○JUMP チームについて

Juvenile Misconduct Prevention

少年

非行

防止

名称の意味……少年非行防止という意味と少年たちの飛躍（Jump）をイメージしたもの。

それぞれの学校へ委嘱した学生を「JUMP チーム」と呼称。

活動内容

① 八戸警察署が実施する各種広報啓発活動

- ・少年薬物乱用・少年非行防止の広報啓発活動
- ・各種行事、会合における少年非行防止の広報啓発活動
- ・地域安全運動における広報啓発活動
- ・その他、少年サポートセンターが必要と認める活動

② 学校内での活動

- ・チームメンバーを主体として、長期休業前の集会や文化祭等で少年非行防止についての話し合いをし、学校内の非行防止の気運を醸成する。
- ・チームのメンバーによる学校内での生徒に対するアンケート調査等を実施し、規範意識を高揚させる。
- ・チームメンバーが記者になり、管内のデパート・スーパーなど万引き多発店で少年非行の実態等を取材するなどして、学校内で広報活動を実施する。

本校JUMPチーム（令和5年度）

学年	氏 名			
3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

生徒会会則

八戸市立小中野中学校

- 第1条 この会は八戸市立小中野中学校生徒会という。(以後本会とよぶ)
- 第2条 本会は本校生徒全員で構成する。
- 第3条 本会は会員の自主的活動により、生活・学習・体育・文化の向上発展を図るとともに社会生活に役立つ力を養うことにつとめる。
- 第4条 本会は本校教師の指導と助言のもとに次の活動をする。
- ① 学校生活の改善と向上
 - ② 学校諸活動の企画・運営
 - ③ 各種奉仕活動
 - ④ 文化的活動・体育的活動
 - ⑤ その他の必要なこと
- 第5条 本会の運営機構を次のとおりとする。
- 第6条 本会は次の役員をおく。
- 会長1名 副会長2名 書記5名
- 第7条 本会役員の任務は次のとおりとする。
- ① 会長は会を代表し生徒総会及び中央委員会を召集し役員会の議長となる。
 - ② 副会長は会長を補佐し、事情によっては会長の代理をする。
 - ③ 書記は会議の記録をとり、これを保管する責任をもつ。
- 第8条 役員は会員の総意によって選ばれる。選挙は選挙管理委員会によって行われる。
- 第9条 役員の任期は10月より翌年10月までとする。ただし、欠員が生じた場合は補欠選挙を実施する。
- 第10条 総会は本校最高の議決機関で、会長が召集し、年2回以上開くことができる。
- 第11条 中央委員会は原則として毎月1回会長が召集し、総会の決議を執行する。特別重要なこと以外は、本委員会で決定される。
- 第12条 中央委員会は、役員、学級室長、各委員長、各部活動部長をもって構成する。
- 第13条 生活向上、保健、美化、給食、図書各委員会は各学級より選出された委員で構成される。
- 第14条 各委員会は委員長1名、副委員長2名を選出し、毎月1回委員会の日に会を開き、活動内容等について会議を行う。また、各委員会の日常的な活動については各委員会に委ねる。
- 第15条 各委員会の活動は次のとおりとする。
- 1 常任委員会
 - ①生活向上委員
 - ・ 校内の生活向上のために、企画や改善の仕事をする。
 - ・ 挨拶運動、廊下歩行調べ、諸調査→指導、生活点検等
 - ②保健委員
 - ・ 校内における保健衛生・教室の換気などの活動をする。
 - ・ 健康観察、清潔検査、健康診断の補助、石鹼補充等

③美化委員

- ・ 校舎内外の美化、清掃用具の整備など、環境改善・維持・向上のための活動をする。
- ・ 清掃計画、指導、点検
- ・ ポスター掲示、整備

④給食委員

- ・ 自主的、能率的に学校給食を進める。
- ・ 給食用具管理、配膳室などの管理等
- ・ 残食をまとめる。

⑤図書委員

- ・ 本の貸し出しや管理、本の紹介、図書室の管理と運営
- ・ 本の読み聞かせ

⑥学年プログラム委員

- ・ 校内外での学習方法、学習に向かう姿勢など、学習効果をあげるための活動をする。
- ・ 1分前着席、5分前移動、テスト学習時間調査、よいコナノート調べ等

2 臨時委員会

①選挙管理委員会

- ・ 生徒会役員選挙の企画、運営および開票等の活動をする。

第16条 会議は全て、会員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第17条 会計の予算・決算は総会の承認を必要とする。

第18条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 本会は次の帳簿を備える。

- 1 会則
- 2 会議録
- 3 役員名簿
- 4 中央委員会名簿
- 5 各委員会名簿
- 6 各種記録簿
- 7 備品台帳

第20条 総会、中央委員会の成案はすべて学校長、職員会議の承認を得たうえで実施される。

第21条 本会則の改正は中央委員会の審議を経た後、総会の承認を必要とする。

*この会則は、令和5年4月1日現在のものである。